

出雲国風土記の筆録

——毘売埼の伝承を通路として——

植垣節也

はしがき

老、細思枝葉、裁定詞源、亦、山野浜浦之処、鳥獸之棲、魚貝海菜之類、良繁多、悉不陳。然不獲止、粗差梗概、以成記趣。

出雲国風土記冒頭に示された風土記勘造の態度をみると、古事記序文の「謹隨詔旨・子細探撫。」の句を想ひ出す。「枝葉」を子孫の意にとる説（注1）、枝葉の問題にとる説（注2）、文章に關する語をとる説（注3）などがあり、「詞源」も土地の名の由来ととる説（注1）、文詞の源ととる説（注2・3）とが対立してゐるが、いづれにせよ、この文章は勘造者神宅臣金太理が各郡司の提供した資料をそのままの形でなく適宜「裁定」編集したことを意味する。その点、巻末の「勘造」といふことばと相応じてゐる。その際、どのやうな資料を「不獲止」と認め、どのやうな資料を切捨て、しまったか、どの程度に記事の改変を敢へてしたか、は重大な問題であり、当国風土記の成立に關して無視できないところであ

る。本稿はその問題についての小さな考察を試みようとするものである。

（注1）秋本吉郎氏「日本古典文学大系」本の頭注（九四べ）

（注2）久松潜一・小野田光雄両氏「日本古典全書」本の頭注（下四五べ）。なほ加藤義成氏（出雲国風土記参究）もほ

ほ同じ。（四六べ）。

（注3）小島憲之博士「上代文学と中国文学」（未刊——校正刷による）

意宇郡安来郷の条に続いて、次の文章がある。

一
即、北海有毘売埼。飛鳥淨御原宮御宇天皇御世、甲戌年七月十三日、語臣猪麻呂之女子、造造造件埼、邂逅遇和爾、所賊不飯。爾時、父猪麻呂、所賊女子歛濱上、大発苦憤、号天踊

地、行吟居嘆、屢夜辛苦、無避斂所。作是之間、經歴數日。然後、與懷慨志、磨箭銳鋒、擲便處居、則擧訴云、天神千五百萬、地祇千五百萬、并当國靜座三百九十九社、及海若等、大神之和魂者靜而、荒魂者皆悉依給猪麻呂之所乞。良有三神靈坐者、吾所傷給。以此知神靈之所神者。爾時、有須臾而、和爾百餘、靜匪一統一和爾、徐率依來、從於居下、不進不退、麴團繞耳。爾時、拳鋒而刃中央一和爾、殺捕已訖。然後、百餘和爾解散。殺割者、女子之一脛屢出。仍和爾者、殺割而挂串、立路之垂也。安來郷人、詔臣與之父也。自爾時（日本古典文学大系による）

有名な毘売崎の和爾の伝承であるが、この段の文章の大部分は勸造者金太理の直接の執筆によるものと思はれ、伝承者や第一次整理者かと考へられる意宇郡々司などの書いたものとは認められない。その理由は、

一、この文章が四字句を連続し、漢籍に典故をもつ語句を多用してゐる態度は、上代人の知識教養をしのばせるが、これは当国風土記の各処に散見するもので、勸造者の全篇を貫く根本方針とみられる。

二、右の文章で傍点●印を付した漢字は、出雲国風土記全體でここだけにしか現はれない特別な文字である。さういふ文字がこれほどまでに密集する箇所は珍しい。（○印を付した文字は、産物・地名・社名・人名などに限って他にもみられる文字で、●印に次いで特別な文字である）或る文字が他に使はれていないということは、

特に何かの先行文獻があつて直接引用したか、筆録者（郡の主帳か勸造者か）が独自の表現をしたか、という場合を予想させるが、前項の態度からみても漢籍による潤色以外に先行文獻の直接引用は考へられず、「当国静坐三百九十九社」の数が巻頭総記の神社数とびつたり一致することからみても、最終筆録整理者である金太理の彫心の文章とみるのが適當であらう。

三、なほ、この文章は勸造当時の立場で書かれてゐるのであつて、古伝承をそのまま忠実に次代に伝へようとしたものではないこと、換言すれば成文化した毘売崎伝承はなかつたので、多分口承のままを勸造者が（ここだけ郡司の手を経ずに）直接筆録したものであると思はれる。その一録を文頭の「則」字が示してゐる。

この「即」字については何故か今まで注意した人がないやうなので、ここで私見を述べると、当国風土記においては、「即」字の使用はれた場合は現状を物語つてゐるのが通例である。例を郷記の記述方式に見よう。郷記ではまづ郷名を標記し、次に「郡家東南卅九里一百九十步（意字郷母）」の如く郡家からの方角と里程を示し、続いて郷名の由来を説き、「故云文理」の形で終る。その後「神龜三年、改」の注がついたり、「即有正倉」とあつたりすることがある。右の記述が終つた後に、その郷に属する小地名が来る時は、地名標記を行はな。そして本文と接続するしるしとして「即」字を用ゐるのである。

即、北海有毘売崎。……（意字郡）（安来郷）

即、川辺出湯。……（意字郡）（忌部神戶）

即、北海濱、業利磯有窟。……（意字郡）（橋縫郷）

即、有、隄。……………(出雲郡)

即、北海濱有、磯。……………(出雲郡)

即、東北須我小川之湯淵村川中温泉。……………(海潮郡)

かうした用ひ方は郷記のみならず嶋嶼記にも見える。この「即」の用法を見るに、すべて現状を物語る記事の前であることが注意せられる。 いったい当国風土記では「即」字は七六例使はれてゐるが、明らかに現状を説明する際に使はれた例が六三例(八三%)に及び、右に挙げたものはその最も普通の用法であることがわかる。つまり「即」字の意味は、以下述べることは現在の時点において述べるのだといふ態度を示してゐるのが普通である。されば昆荒崎の伝承は、少くとも勘造者の意識においては、遠い悠久の世の伝承ではなく、広義の現在のお話であつたわけである。

かくて金太理がこの段を筆録したとすると、私どもはそれが隅から隅まですべて彼の手に成るものと錯覚しやすい。しかし事實は必ずしもさうではないのである。金太理は小説家ではないから、自分の奔放な空想による一篇の創作を許されてはゐない。妄りに改変を許さぬ伝承といふ素材を生かしつつ、みごとに六朝風の漢文に仕立てあげねばならぬ。素材と表現、その隙間に何かの破綻が生じないとは誰もいへない筈である。現代の私どもは文飾に満ちた表現を通して逆に素材の形を窺はうとする。その一つの鍵として、この文章が、事件について奇妙なまでに詳しく語りたがってゐることに、私は注目する。

二

文頭の「即」字については前述したが、次に「飛鳥浄御原宮御宇天皇御世」と漠然たる時代が示され、続いて「甲戌年七月十三日」と明確に月日まで記載する。これで過去の伝承を現在からふりかへて物語っている筆録者の姿勢が明らかにされ、やがて「語臣猪麻呂之女子……」と登場人物が紹介される段取りになるが、私の問題にしたいのは、その年代の示しかたである。

出雲国風土記では、伝承を記述するにあつて、時を示すのに、ふつうこのやうな方法は用ゐない。

イ、「御世」の形をとつたもの

志貴嶋宮御宇天皇御世、(意字郡 舍人郷)

志紀嶋宮御宇天皇之御世、(神門郡 日置郷)

ロ、「時」の形をとつたもの

所造天下一大神、大穴持命、綾入口平賜而、還坐時、

(意字郡 母理郷)

神門臣伊加曾然之時、(神門郡 郡名由来)

その他一三を数へる。

ハ、「昔」などの形をとつたもの

昔、或人、此処山田佃而守之。(大原郡 阿用郷)

往古之時、此処有三部家。(大原郡 郡名由来)

右のやうなのを通例とすれば、昆荒崎伝承においてなされた年代提示は明らかに異例であり、「飛鳥浄御原宮御宇天皇御世」とあるだけで充分な筈である。つまり、「甲戌年七月十三日」は蛇足とは

いはないまでも、丁寧に過ぎる重複といふべきである。

いったい出雲國風土記は計數にこまかく、「郡家東南卅九里一百九十歩」式の精細な叙述がみられるのを文章上の一特徴とするが、それはあくまで執筆当時の出雲について述べた場合「地理的・空間的対象」であつて、歴史・伝承について述べた場合「歴史的・時間的対象」は右のやうな漠然たる提示法しかとらないのを原則とする。（毘鹿崎伝承は現在の視点で書いてはゐるが、内容は過去の事件である）さうして年代を明記したのは、次に掲げるやうに比較的新しい歴史的事実だけであつて、古伝承に関しては一例もない。

七一年——右件郷字者、依_二豊元年式、改_一里為_二郷。（総記）

七一年——自_二養老元年、以往、荷葉、自然叢生太多。（秋鹿郡）

七一年——二年以降、自然至_二失、都無_レ莖。（惠曇池）

七二年——其郷名字者、被_二神龜三年、民部省口宣、改之。

（総記）

七二年——神龜三年、改_二字母理。（意字郡）

（母理郷）——なほ類例は他に二八例ある）

七二年——依_二神龜四年、編戶、立_二里。（意字郡）

故、云_二餘戶、他郡如_レ之。

七三年——天平五年二月卅日勘造。（卷末）

すべて勘造の日から溯ること二〇年に満たぬ最近の出来事に外ならず、「甲戌年（六七四年）」と比べるとずつと新しい。毘鹿崎伝承

は往古の伝承と最近の歴史的事実との接点に在ることが知られる。

しかも毘鹿崎の伝承の末尾には、「自_二爾時、以来、至_二于今日、經_二六十歲。」といふ分注が親切にもついてゐる事実、私は注意を払はずにはゐられない。本文中の「甲戌年」を含めて計算してみると六〇年後が勘造の年、つまり天平五年にあたる。よつて、仮りにこの注をそのまま信ずれば、天平五年に勘造者神宅臣金太理によつてつけられた注といふことにならう。そこで不審に思ふのは、一方で年代を明記しておきながら、他方でわざ／＼六〇年経過したと述べる必要がなぜあつたか、といふことである。

かう見てくると、

① 飛鳥淨御原宮御宇天皇御世、

② 甲戌年七月十三日、

③ 自_二爾時、以来、至_二于今日、經_二六十歲。

の三項目において、いづれかの項目は不要となる。想ふに原初の形態（成書としての風土記以前の伝承期の形態）には、③はなかつた筈であるから、①②のいづれか一方だけであつたに違ひない。①②の共存は先述の如く異例であるし、その必要もない。そこで①②のどちらを採るかといふことになる、私は断然②を選ぶ。その理由は、①の句形がさきに示した如く他郡にもわたつてをり、勘造に際して金太理が附加した部分と思はれるからである。

さて、それではこの伝承は誰によつて伝へられ、勘造者の手に渡つたか。それは、内容が語臣猪麻呂の功業を語つてゐる点、文末の分注に「安采郷人、語臣與之父也」とある点より推して、語臣の一族が関与したのだと見るべきであらう。語臣與が勘造当時生存してゐたことは、秋鹿郡惠曇濱の条に「嶋根郡大領、社部臣訓麻呂之祖、波蘇等」といふ書き方がしてあつて、その訓麻呂らしい人物が

嶋根郡の郡末署名をしてゐたり、出雲郡新造院の条に「今大領佐底曆之祖父」とある佐底曆が出雲郡の郡末署名をし、天平六年出雲国計会帳（正倉院文書）にも「日置臣佐提麻呂」と見えてゐるやうに、かういふ書き方をしてゐる所はまづ現存者を中心に家系を語つてゐると見てよいだらう。さうすると語臣與は現存者で、意宇郡の編纂資料提供について或る程度の貢献をした人であつたらうと思はれる。多分、意宇郡主帳や出雲臣広嶋とも面識があつたであらう。さすればこそ、ここにわざわざ「語臣與之父也」と書いて、與の父の功業を讃へると共に與自身の勘造協力に感謝したのではなからうか。この風土記には、どんな伝承を記しても資料の直接提供者の名を記さず、せいぜい「古老伝云」の形をとつてゐるだけであることと、常陸国の「古老曰」、播磨国の「一云」、攝津国逸文の「父老相伝云」、陸奥国逸文の「古老云」などと同じであるが、右の尻壳崎の条だけは例外であるらしい理由は、このやうにして解釈できるのではなからうか。

ところで六〇年といふ歲月は、風土記の伝承としてはさう昔のことにならない。或ひは事件の当時被害者と同年輩の少女であつた老婆が現存してゐるかもしれないし、第一、和爾に殺された女子は語臣與にとつて姉か妹にあたる親縁者に外ならない。この伝承は安来郷人に、とつては誠に「新しい」のである。それだけにこの伝承を事実として信頼させるためには「七月十三日」なる敵密な日付が要求されるのであり、その必要は勘造者よりも直接の伝承者たる語臣與のはうに大であつたのである。

勘造者は風土記の筆録整理にあたって、全篇悉くを書きおろしたが、その態度は全く独創的に一篇の地誌を書かうとしたものでなく

て、郡司の提供した資料に修正を加へ追補したものであることを、私は前に論じた（注4）が、今の場合、①は勘造者が記事体裁を整へるために附加した部分、②は重複と知りつつも削除できなかった口承の重要構成部分、といふことにならう。そして分注③の前半、「安来郷人、語臣與之父也」までは確実に勘造者の筆と見てよいと思はれる。

（注4）拙稿「出雲国風土記の勘造」（昭和三十七年六月、神道学会で発表。「神道学」三四号に掲載の予定）および「出雲国風土記における出雲郡の地位」（「芸林」一三巻四号）

三

残すところは③であるが、これはもう少し検討して見る必要があると思ふ。結論を先きにいへば、この部分は勘造者金太理の筆と見ることには無理があると思ふ。即ち、文辞からみて、

(1)「爾時」の用例を検するに全部で二八例あり、うち二七例は文中で接続詞として単独に用ゐられてをり、たつた一つの例外がこの尻壳崎の条の分注である。

(2)「自……以来」の型に属する表現は一例ながら他にも存する。

自「養老元年」以往、（秋鹿郡 惠曇池）

(3)「至」は「至多」（嶋根郡）「至繁」（北産物）「至繁多」（意宇郡）「如く副詞的に用ゐられたのが三例。「至野城橋」。（巻末）

記)「の如く到達地点を示したものが四五例、「此海潮至。」(大原潮)「の如く行動の結果を示したものが三例。さてこの注のやりに到達時点を示したものは、次の八例である。

至_二今_一 麴有。

至_二今_一 麴坐_三此_二处_一。

仍_二至_一 今、

自_二古_一至_二今_一

起_二孟_一春_二至_二季_一春_一、

但しこれらが現在をいふのに「今」を使ってゐて「今日」を使つてゐない点に注目したい。

(4)「于」の用法。

至_二于_一大井浜_一之間、

自_二浦_一至_二于_一在家_一之間、

止_二于_一此嶋。

御須髮入握于_二生_一、

この注のほかは右の四例が全てである。前二者が「至_二于_一……」之間」といふ形式で、似てあるともいへるし似てゐないともいへるが、共に平面を対象とする。時間的なものとしては最後の例だけで、それは非常に形式がちがふ。

(5)「今日」の用例は、他にない。(3)で述べたやうに「今」なら非常に多い。

(6)「六十歳」という数へ方は、他にない。「歳」の文字は全巻で

ここだけ。もっとも、「年」の文字もさう多くはない。「養老元年」のやうな年号や「年魚」「多年木」の例を除くと、修飾語として使はれた

今年_二埋_一半遣。

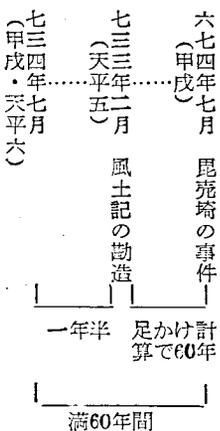
くらゐのもので、この字も板本では「半」と校訂されてゐる。

(7)「経」は本文との親近性はあまりないが、すぐ前の本文に経_二歴_一数日。

とあるが「経_二三_一六十歳。」と比較的近い表現である。

以上、(1)(4)(5)のやうな本文との分注との用字法のちがひを考へると、まづこの部分は勘造者の筆ではなささうに思はれる。内容的にみてもかういふ年数計算をしてゐる場合は、他に見出されない。(注5)

それでは誰が、なぜこんな注記を加へたのか。それにはいる前に一つ考へておきたいことがある。即ち、「六十歳」の計算を厳密にすれば、甲戌年から六〇年を「経」たのは正に次の甲戌年七月以降であり、勘造の翌年になつてしまふのである。すれば、厳密な意味で「経_二六十歳_一」と誓けるのは天平六年七月一日から一年以内に限られる。ところで勘造日付は天平五年二月卅日であるから、一年半の差が生ずる。



この不審を解くために考へられることは、次の四項である。

一、年月日の誤写の可能性はないか。

二、「六十」の数は概数ではないか。

三、上代人の年数計算法の習慣は足かけ計算だったか満計算だったか。

四、「六十」年といふ干支一巡に必要な年数との関係はないか。

誤写の可能性はいちおう別にして、第二項以下をみてゆくと、実は決定的な証明は何も出てこないのである。私の調べたところでは、上代文献でかういふ場合、概数を述べたらしい例（雄略記の赤猪子「経_二八十歳_一」など）も実数を述べたらしい例（持統紀五年の「廿九年矣」など）も雙方存在し、年数計算でもある場合は厳密な満年数をいってゐたり（仁徳紀七年の「既経_二三年_一」など）又ある場合は足かけ計算の年数であつたり（景行紀五十八年の「居_二志賀_一三歳。」など）法則的なものは見出されないやうである。よつて、一、二、三項の疑問は何ら解消されないままであるが、私は現在のところ第四項に解決を見出さうとする。

つまり、七三四年（天平六）は昆荒崎の事件後初めての甲戌年であり、風土記勘造の翌年でもあつた。「飛鳥浄御原宮御宇天皇御世」と勘造者が書き加へてゐても、うっかりして後世の人が読み過ごすのを虞れて、これが天武朝の甲戌年であることを明示するために、誰かが（或ひは語臣一族か）蛇足ともみえるこの分注をつけ加へたのではなからうか。だから、国庁に上つた時の風土記にはこの部分の記載はなかつたのではないか。そして現存本は勘造後残された副本に注の添記されたものを祖本とするのではないか。もとより臆測にすぎないけれども、一考を提出しておく次第である。

（注5）他の上代文献では、雄略記に「至_二于今日、経_二八十歳_一」の句形や、天智紀十年に「其生年丙辰、至_二此年_一十六年也」の形がある。

——一九六二年九月（原文のまま）——

（桃山高等学校教諭）